

国の補助事業について問う



質問者
大館 秀孝 議員

国の地方創生関連交付金で、寄ドッグランのリノベーション並びに有害獣被害等実態調査業務を執行されましたが、過日寄ドッグラン等で事業説明会が開催されました。内容について、次の2点についてお伺いします。

- (1) ドッグラン整備事業の詳細な内容について
- (2) 有害獣被害等実態調査の成果を基にした、これからの課題の取り組み等について



整備された寄ドッグラン

A

寄地区の雇用、産業振興と賑わいを創出

回答 (町長)

(1) 寄ドッグランを起点とし、寄地区全体の雇用創出や産業振興を通じた賑わいの創出（YHV事業）を行うため、地方創生加速化交付金を活用し、総額6544万8千円の事業を実施した。

ハード事業に3219万1千円を充て、ドッグ

ランの芝生の張り替え、屋根付のドッグラン、ドッグプールの整備、シャワー棟の改修とプロワイ2基の新設をした。寄ドッグランの厨房施設、食事スペース、男女トイレのリニューアル、受付施設、オープンカフェスペース等の整備、やまびこ館のデッキを整備した。ソフト事業に3325万7千円を充て、YHV推進協議会を立ち上げて事業内容の協議・検討、ドッグラン等で実施する講座や教室の開催、「寄ドッグラン」への名称改称とロゴの作成、人財育成等を実施した。

(2) 農地の被害状況や有害獣捕獲による実態調査の実施、捕獲担い手不足やハンター育成に向けた後継者対策、広域防護柵の現況調査と修繕計画の策定、ジビエとしての事業性の検討など、町と農業委員会、猟友会、JA西湘、農家等と連携強化を図っていく。

..... 一般質問は、質問者本人の原稿を尊重し編集しています。.....

薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(平成20年法律第2号。以下「救済法」という。)が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしている。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人(厚生省発表平成29年4月末時点)が救済法による救済を受けてきた。しかしながら、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上(企業推計、ただし、1980年代以降)と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっている。

厚生労働省は、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関がまだ多く存在する。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在するが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていない。

救済法前文に明記されているとおり「我らは、人道的観点から、早急に感染被害者の方々に授与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念に鑑みれば、附則第3条「給付金等の救済期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべきである。

また、症状悪化の場合の請求期限の撤廃(救済法第7条、同第9条)についても、救済法の対象とすべきである。

よって、国におかれては、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成29年9月20日

神奈川県足柄上郡松田町議会

衆議院議長・参議院議長 } 殿
内閣総理大臣・厚生労働大臣

陳情第2号

産業厚生常任委員会報告書 (抜粋)

参事兼町民課長、子育て健康課長及び担当職員出席のもと、薬害肝炎の実態や意見を聞き、意見書を提出する必要性について審査しました。

審査の結果、平成21年に肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書を当町としても提出していること及び特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推定されており、まだ多くの被害者が救済されないままになっています。厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促しているが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みが立っていません。

人道的観点から「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情を採択すべきものと判断しました。